

川崎市周産期医療ネットワーク推進事業補助金交付要綱

23川健医第76号 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、医療機関が実施する周産期救急医療施設の整備及び運営、並びに助産所から嘱託医療機関の委嘱を受けた市内の医療機関が実施する安全管理指導等に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、周産期医療に係る医療機関等の連携を強化し、「安心・安全な出産」の確保を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第1条の5に規定する病院又は診療所をいう。
- (2) 周産期救急医療施設 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1診療報酬点数表に規定する「A302新生児特定集中治療室管理料」を算定し、必要な付属施設を有する施設をいう。
- (3) 総合周産期母子医療センター 神奈川県周産期母子医療センター整備要領に基づき、神奈川県知事から総合周産期母子医療センターとして指定を受けた施設をいう。
- (4) 助産所 法第2条第1項に規定する助産所で、入所施設を有するものをいう。
- (5) 嘱託医療機関 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第15条の2第3項に規定する病院又は診療所をいう。

(補助金及び補助対象事業)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金、及び交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、それぞれ当該各号に定めるもののうち、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 周産期救急医療体制整備費補助金 本市の区域内に周産期救急医療施設を整備する事業に対して交付するもの
- (2) 総合周産期母子医療センター運営費補助金 本市の区域内で総合周産期母子医療センターを運営する事業に対して交付するもの
- (3) 周産期救急医療施設運営費補助金 本市の区域内で周産期救急医療施設を運営する事業に対して交付するもの
- (4) 助産所嘱託医療機関補助金 本市の区域内にともに開設された医療機関と助産所との間で、嘱託医療機関を委嘱する関係を新たに締結した場合において、双方が連携を強化し、安全な出産の確保を目的として実施する事業に対して交付するもの

(補助対象経費)

第4条 前条第1号の事業に係る補助対象経費は、周産期救急医療施設として必要な施設設備の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費、及び必要な医療機器等の購入に要する備品購入費とする。

2 前条第2号の事業に係る補助対象経費は、総合周産期母子医療センターを運営するのに必要な経費(給与費、材料費、その他事業運営に係る経費)とする。

3 前条第3号の事業に係る補助対象経費は、周産期救急医療施設を運営するのに必要な経費(給与費、材料費、そ

の他事業運営に係る経費)とする。

4 前条第4号の事業に係る補助対象経費は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間で、嘱託医療機関が実施する事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 嘱託医療機関が助産所職員を参加させて実施する症例検討会等を開催する事業
- (2) 嘱託医療機関が担当医師を関係する研修等に派遣する事業
- (3) 嘱託医療機関が随時助産所における安全管理等について指導、助言又は相談に応じる事業

5 前各項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する経費は、当該補助対象経費から控除する。

- (1) 国、県、又は本市が実施する他の事業で補助金、負担金、交付金、その他これに類する給付金を受ける場合において、その交付額を算定する基礎となる経費
- (2) 土地の取得又は整地に要する費用
- (3) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (4) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (5) 既存建物の買収に要する費用
- (6) 職員宿舍、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (7) その他、この事業の目的に照らして適当と認められない経費
(補助金交付額)

第5条 第3条第1号、第2号、及び第3号の事業に係る補助金の交付額は、次の金額のうち、最も少ない額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 総事業費から診療収入、寄附金、その他の収入額を控除した額
- (2) 補助対象経費の実支出額
- (3) 当該年度の予算に定める交付上限額

2 前項の事業において、補助対象事業が2か年度以上にわたり継続する場合には、算出した額のうち当該年度に係る進捗状況、支出額及び着工時期を勘案して市長が定めた額を当該年度の事業費として、前項の規定を適用する。

3 第3条第4号の事業に係る補助金は、次の補助基準額の合計、総事業費から寄附金、その他の収入額を控除した額、及び当該年度の予算に定める区分ごとの交付上限額と比較して、最も少ない額を合算した年額を助産所1施設につき1,200,000円を超えない範囲内で交付する。

- (1) 前条第4項第1号の事業 実施1回につき250,000円
- (2) 前条第4項第2号の事業 実施1回につき100,000円
- (3) 前条第4項第3号の事業 月額100,000円

(交付の申請)

第6条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする医療機関の開設者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)により必要な書類を調製し、市長あてに申請するものとする。ただし、市長が書類の一部の添付を要しないと認めた場合はこの限りではない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の補助金交付の申請があったときは、その内容について審査し、補助金交付の可否及び補助

金交付額について決定し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める条件を付した上で、第2号様式により申請者あてに通知するものとする。

(優先発注)

第8条 補助事業者は、前条に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

(1) 1件の契約金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

2 補助事業者は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(補助対象事業の変更)

第9条 第7条の規定により補助金交付の決定を受けた申請者(以下「補助対象事業者」という。)は、補助対象事業について、次の各号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、補助対象事業に係る変更承認申請書(第3号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。ただし、建物及び設備機器の機能、又は事業内容を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。

(1) 建物及び設備機器の規模、構造及び仕様

(2) 建物及び設備機器の用途

(3) 事業内容

(4) その他申請内容に著しい変更を生じるもの

(補助対象事業の変更の承認及び通知)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、第4号様式により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止等)

第11条 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助金に係る事業中止・廃止承認申請書(第5号様式)により、市長の承認を受けるものとする。

2 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、あらかじめ、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認及び通知)

第12条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、補助金に係る事業中止・廃止承認決定通知書(第6号様式)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し補助事業の進捗状況等について、調査し、又は報告を徴することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助対象事業者又は補助対象事業が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に流用したとき。
- (3) この要綱に定める補助対象事業者としての要件を喪失したとき、又はこの要綱に従って補助対象事業を実施しなかったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容に適合しないとき。
- (5) 法令に違反したとき。
- (6) 第8条若しくは第18条の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第19条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第19条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、同様とする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助対象事業者が第14条の規定により補助金の交付決定を取り消され、前条の規定によりその返還を命ぜられた場合の加算金、及びこれを納期日までに納付しなかった場合の延滞金については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)第16条各項の規定によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第17条 市長は、補助対象事業者が、前条の規定による補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金の返還又は加算金若しくは延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度額においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(実績報告)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき(第5条第2項の定めるところにより当該会計年度に係る補助対象事業が完了したときを含む。)は、事業実績報告書(第7号様式)により速やかに必要な書類を調製し、市長あてに報告しなければならない。ただし、市長が書類の一部の添付を要しないと認めた場合はこの限りではない。

2 補助対象経費のうち、1件の金額が 1,000,000 円を超える工事の発注、物品及び役務の調達等に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第8条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 前項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第8条第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合には、入札(見積り)が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。

4 補助対象事業者は、第1項の事業実績報告書類のほか、補助対象事業にかかる領収書の写しを、支払完了後速やかに市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第19条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めるときは、当該年度内の実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第8号様式)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第20条 補助対象事業者は、前条により補助金の交付確定通知を受けた後において、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の定めるところにより、当該補助金の請求書を市長に提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長は必要があると認める場合においては、第7条により決定した補助金交付額の範囲内において概算払いをすることができる。

(財産の管理及び処分)

第21条 補助金交付事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「補助対象財産」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象財産については、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で規定する耐用年数の期間は、市長の承認を受けずに補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 市長は、補助事業者が前項の承認を受けて補助対象財産の処分をすることにより収入を得た場合、又は抵当権を実行に移され補助対象財産が処分される場合には、既に交付した補助金相当額の全部又は一部を本市に納付させることができる。

(関係書類の管理保管)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業、補助対象財産に係る収入及び支出のほか、この要綱に定める施設基準等の遵守を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を各年度分の完結後10年間保管しなければならない。

2 市長は、補助対象事業者に前項の帳簿書類等の提出を求め、立入検査を実施し、改善事項等を指示することができる。

(その他の事項)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業の実施について必要なことは市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

第2条 総合周産期母子医療センター運営費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

第3条 旧要綱に基づき交付された補助金は、この要綱に基づき交付されたものとみなす。

附 則

この改正要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

川崎市周産期医療ネットワーク推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

法人の名称 _____

申請者 主たる事務所の所在地 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

次の事業について、関係書類を添えて補助金の交付を申請いたします。

第3条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	川崎市 区
	施設の名 称	
	事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
	補助申請額	
第3条 <input type="checkbox"/> 第4号	嘱託医療機関の名 称	
	嘱託医療機関の所在地	川崎市 区
	助産所の名 称	
	助産所の所在地	川崎市 区
	助産所管理者の氏 名	
	事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
	補助申請額	
備 考		

添 付 書 類	事業の区分		
	第1号	第2号 第3号	第4号
ア 補助金交付申請書(第1号様式:本書)	○	○	○
イ 事業所要額内訳書	○	○	○
ウ 事業費内訳及び事業計画書	○	○	○
エ 当該事業収支予算(見込)書の抄本	○	○	○
オ 定款又は寄附行為の写し	○	○	○
カ 建物の配置図、平面図、立面図、工程表、各部屋面積表及び工事仕様書	○		
キ 工事費費目別内訳	○		
ク 工事請負契約書の写し及び設計監理契約書の写し	○		
ケ 事業費費目別内訳表	○	○	
コ 設備機器等に関する内容、見積額等を証する書類	○	○	
サ その他参考となる資料	○	○	○

補助を申請する事業について、国、県、又は本市に対する各種の許可、認可、又は交付の申請、若しくは届出等を行い、受理された書面の写しを添付することをもって、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

申請者 住 所
 名 称
 代表者

年 月 日付けをもって補助金交付申請のあった事業については、本市の周産期医療ネットワークを推進するものと認められますので、次の条件をつけて補助金を交付します。

年 月 日

川崎市長

㊞

第3条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	川崎市 区
	施設の名称	
	事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
	補助申請額	
第3条 <input type="checkbox"/> 第4号	嘱託医療機関の名称	
	嘱託医療機関の所在地	川崎市 区
	助産所の名称	
	助産所の所在地	川崎市 区
	助産所管理者の氏名	
	事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
	補助申請額	
備考		

交付の条件

- 1 次のいずれかに該当する場合には、速やかに市長に報告し、その承認を受けてください。
 - (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(建物及び設備機器の機能、又は事業内容を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)を行なう場合
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合
- 2 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- 3 この書面に定める事項のほか、補助金交付の条件は、川崎市周産期医療ネットワーク推進事業補助金交付要綱及び川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)の定めるところによります。
- 4 この補助金は、補助金交付決定通知後、概算で交付し、補助事業終了後、精算するものとします。
- 5 川崎市が、交付すべき補助金の額を確定した場合、既に確定額を超えて補助金が交付されているときは、当該確定額を超える部分に係る補助金を返還すること。
- 6 この通知に係る補助金の交付の内容又は条件に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、補助金交付申請の取下げをすることができます。

第3号様式(第9条関係)

川崎市周産期医療ネットワーク推進事業費補助金に係る事業内容の変更承認申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者	法人の名称
	主たる事務所の所在地
	代表者氏名
	電話番号

次の事業について、関係書類を添えて事業内容の変更承認を申請いたします。

1 変更の承認を申請する事業

年 月 日付け川崎市指令 第 号

2 変更の内容

項 目	変更の後	変更の前	変更の理由

3 添付書類

(1) 事業所要額変更内訳書(事業所要額内訳書を準用)

当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

(2) 事業費内訳及び事業計画変更書(事業費内訳及び事業計画書を準用)

当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

(3) その他変更の内容が明らかになる書類

申請者 住 所
名 称
代表者

年 月 日付けによる事業内容の変更承認の申請について、次のとおり決定します。

年 月 日

川崎市長

Ⓜ

1 変更を申請する事業

年 月 日付け川崎市指令 第 号

2 決定事項

- 申請を承認する。
- 申請を承認しない。

3 承認する場合の条件又は承認しない場合の理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。

第5号様式(第11条関係)

川崎市周産期医療ネットワーク推進事業費補助金に係る事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

	法人の名称
申請者	主たる事務所の所在地
	代表者氏名
	電話番号

次の事業について、関係書類を添えて事業の中止・廃止の承認を申請いたします。

1 中止・廃止の承認を申請する事業

年 月 日付け川崎市指令 第 号

2 中止・廃止の理由

申請者 住 所
名 称
代表者

年 月 日付けによる事業中止・廃止承認の申請について、次のとおり決定します。

年 月 日

川崎市長

Ⓢ

1 事業中止・廃止承認を申請する事業

年 月 日付け川崎市指令 第 号

2 決定事項

- 申請を承認する。
- 申請を承認しない。

3 承認する場合の条件又は承認しない場合の理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。

川崎市周産期医療ネットワーク推進事業費補助金に係る事業実績報告書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者

法人の名称 _____

主たる事務所の所在地 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

次の事業が完了したので、関係書類を添えて報告いたします。

事業実績を報告する事業 年 月 日付け川崎市指令 第 号

添付書類	事業の区分		
	第1号	第2号 第3号	第4号
ア 事業実績報告書(第7号様式:本書)	○	○	○
イ 事業所要額精算書	○	○	○
ウ 支出済事業費内訳及び事業実績報告	○	○	○
エ 当該事業収支決算(見込)書の抄本	○	○	○
オ 寄付金等がある場合の内訳書	○	○	○
カ 建物の配置図、平面図、立面図、工程表、各部屋面積表及び工事仕様書	○		
キ 工事費費目別内訳書	○		
ク 工事請負・設計監理・設備機器等購入に係る契約書及び検収書等の写し	○		
ケ 事業費費目別内訳表	○	○	
コ 建物内外主要部分の写真	○		
サ 法第7条第2項及び第3項に規定する許可を証する書面の写し	○		
シ 法第27条に規定する許可証の写し	○		
ス 市内中小企業者であることの誓約書	○	○	○
セ 発注実績報告書	○	○	○
ソ 入札(見積り)が行えないことに係る理由書	○	○	○
サ その他必要な書類	○	○	○

補助を交付された事業について、国、県、又は本市に対する各種の許可、認可、又は交付の申請、若しくは届出等を行い、受理された書面の写しを添付することをもって、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

スからソについては、第8条若しくは第18条の規定に該当する場合のみ添付すること。

第8号様式(第19条関係)

川崎市周産期医療ネットワーク推進事業費補助金交付確定通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

川崎市長

印

事業実績について、審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しました。

1 補助金交付を決定した事業

年 月 日付け川崎市指令 第 号

2 補助金の交付額

円